

Services Provider License Agreement: Services Provider License Agreement (SPLA) により、サービス プロバイダーはマイクロソフト製品のライセンスを取得し、そのライセンス製品を使用して自社の顧客にソフトウェア サービスやホスト型アプリを提供することができます。

SPLA においては、ライセンス所有者はサービス プロバイダーであり、顧客ではありません。

ソフトウェア サービスとは、サービス プロバイダーが自社の顧客に提供するサービスであり、顧客がマイクロソフト製品を利用できるようにすると共に、マイクロソフト製品を表示、実行、アクセス、その他の方法で連携するものです。サービス プロバイダーは、単一または複数のデータ センターからインターネット、テレフォニー ネットワーク、プライベート ネットワークのいずれかを經由してこれらのサービスを提供します。サービス提供の形態は、レンタル、サブスクリプション、サービス ベースのいずれかで、有償/無償を問いません。デバイスに直接マイクロソフト製品をインストールして顧客がマイクロソフト製品を操作できるようにする場合は、ソフトウェア サービスには該当しません。

サービス プロバイダーの条件は、以下のソフトウェア サービスを自社の顧客に提供していることです。

- ▶ マイクロソフトのサーバー製品を使用して、ホスト型の Web サイトや基幹業務 (LOB) アプリといった製品への直接または間接アクセスを顧客に提供している場合。
- ▶ マイクロソフト製品と連携するソフトウェア サービスを顧客に提供しており、顧客ではなく自社でライセンスを所有している場合。
- ▶ マイクロソフト製品と連携するソフトウェア サービスを使用して、顧客のビジネス (第三者との取引を含む) をサポートしている場合。
- ▶ アプリ (マイクロソフト以外の製品を含む) へのアクセスおよび使用をソフトウェア サービスとして顧客に提供しており、そのアプリが同じサーバーで実行しているマイクロソフト製品と連携している場合。
- ▶ 他のサービス プロバイダーにプラットフォーム インフラストラクチャ サービスを提供し、マイクロソフトまたはサードパーティのアプリを使用および実行している場合。これにより、他のサービス プロバイダーは自社の SPLA を通じて、エンド カスタマーにマイクロソフトのアプリをソフトウェア サービスとして提供することができます。
- ▶ マイクロソフト ソフトウェアを第三者の利益のために使用している場合。

サービス プロバイダー契約の概要

SPLA の対象者

SPLA は、Web ホスティング、ホスト型アプリケーション、メッセージング、コラボレーション、プラットフォーム インフラストラクチャなど、ホスト型のソフトウェアおよびサービスを顧客に提供したいと考えている組織を対象としています。

ライセンス モデル

SPLA のライセンスは契約期間を通じて利用できるサブスクリプション ライセンスです。

サブスクリイパー単位: サブスクリイパー アクセス ライセンス (SAL) は、ライセンス製品へのアクセスまたはその他の方法での使用を許可されるユーザーまたはデバイスごとに必要になります。サーバー ライセンスを別途取得する必要はありません。

コア単位: 各コア ライセンス (CL) では、無制限の数のユーザーに対して、ライセンスを取得したサーバーにインストールされているサーバー ソフトウェアへのアクセスが許可されます。コア単位のモデルでライセンスを取得する製品については、物理コアの数によってライセンスの数が決まります。

プロセッサ単位: 各プロセッサ ライセンス (PL) では、無制限の数のユーザーに対して、サーバーにインストールされている製品へのアクセスが許可されます。SAL を別途取得する必要はありません。

主なメリット

カスタマイズされたサービスを提供: 専用または共有のホスティング環境を通じて、カスタマイズされた IT サービスを顧客に柔軟に提供することができます。顧客に代わってソフトウェアの使用権を管理することで、サービスの価値を高めることができます。

従量課金制で初期投資は不要: お支払いただくのは、前月に顧客に対して使用を許可した製品の料金のみです。初期コストや長期的なコミットメントは発生しません。

製品の最新バージョンにアクセス: 最新かつ高性能のマイクロソフト プラットフォームを顧客に提供できます。物理メディアを発注する代わりに、マイクロソフト ボリューム ライセンス サービス センター (VLSC) から無償で製品をダウンロードできます。

世界各国でソフトウェア サービスを提供: 販売が法的に許可されている地域であれば世界中どこでも、マイクロソフト製品を使用してエンド カスタマーにソフトウェア サービスを提供することができます。

ソフトウェア サービス リセラーを通じて販売範囲を拡大: 他のリセラーを通じてソフトウェア サービスを提供することで、ビジネスの範囲を中小規模のエンド カスタマーに拡大することができます。

データ センター プロバイダーのインフラストラクチャ機能を利用: アプリケーション ソリューションのホスティングに専念し、サービスとしてのインフラストラクチャ (IaaS) をデータ センター プロバイダーから購入することができます。

データ センターのアウトソーシングを活用: アウトソーシング会社が日常的な管理と制御を行うサーバーにマイクロソフト製品をインストールし、自社のキャパシティとサーバー管理能力に応じてソフトウェア サービスを提供できます。アウトソーシング会社は、エンド カスタマーに代わってデータセンターの管理、テスト、保守サポート サービスを実施できます。

ライセンスを試用後に購入: 顧客にサービスとして提供する前に、社内で製品のテストと評価を行うことができます。

顧客の施設にインストール: エンド カスタマーの施設内のサーバーにマイクロソフト製品をインストールし、サービス プロバイダーが管理と制御を行うことができます。

デモンストレーションおよび評価を実施: サービス/製品のデモを目的として、最大 50 の有効なユーザー ID を使用できます。また、顧客に対して 60 日間の無料試用期間を設けることができます。

単一の契約に関連会社を追加: 関連会社が個別に SPLA 契約を締結する必要はありません。

教育機関に販売範囲を拡大: SPLA を通じて教育機関の顧客に特別価格を適用し、ビジネスを拡大できます。

SPLA、商用ライセンス、その他のパートナー ホスト型のライセンス オプション

	Services Provider License Agreement (SPLA)	セルフ ホスト アプリケーションの権利	ソフトウェア アシュアランスによるライセンス モビリティ (他の商用ライセンスによる)	その他の商用ライセンス (Enterprise Agreement, Select Plus*, Open プログラム)
プログラム シナリオ	<ul style="list-style-type: none"> ▶ Services Provider License Agreement は、すべてのサービス プロバイダーを対象とした主要なライセンス プログラムです。これにはインターネットまたはプライベート ネットワークに接続されたサーバーから自社のアプリをソフトウェア サービスとして顧客に提供している ISV も含まれます。 ▶ マイクロソフトのライセンス製品は、以下のようなサービスを提供するために使用されます。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ Web サイトのホスティング ▪ アプリのホスティング ▪ メッセージング サービス (電子メール サービスなど) ▪ プラットフォーム インフラストラクチャ ソフトウェア サービス ▪ ストリーミング メディア サービス 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 対象となる統合ソリューションを提供しているセルフ ホスト ISV は、マイクロソフト製品条項に規定するとおり、提供される「セルフ ホスト アプリ」の使用権という SA 特典を選択することができます。 ▶ 「セルフ ホスト アプリ」の使用権は、SPLA とは別のライセンス オプションであり、資格条件と具体的なライセンス要件が設定され、適用対象となる製品は限定されています。 ▶ お客様が作成する統合ソリューションには、独自のソフトウェアおよび製品条項に規定する対象のマイクロソフト製品を使用する必要があります。お客様のソフトウェアは、マイクロソフト製品に主要かつ重要な機能を追加するものでなければならず、PUR に詳細が規定されている追加の要件に従う必要があります。 ▶ お客様は引き続きマイクロソフト製品のライセンス所有者となります。お客様は、統合ソリューションを作成するために使用するすべてのマイクロソフト ライセンスについて有効なソフトウェア アシュアランスを保有する必要があります。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ お客様が対象のマイクロソフト ボリューム ライセンス ソフトウェア製品のライセンスおよび CAL (クライアント アクセス ライセンス) をソフトウェア アシュアランス特典付きで取得している場合、ライセンス モビリティの資格を満たすことができます。 ▶ お客様は、SPLA を通じてインフラストラクチャのライセンスを取得している認定モビリティ パートナー (AMP) の共有データセンターに対象のライセンス取得済みのサーバー アプリを展開できます。 ▶ 要件 <ul style="list-style-type: none"> ▪ SPLA パートナーは、認定ライセンス モビリティ パートナーである必要があります。詳細は、マイクロソフトの担当者またはリセラーにお問い合わせください。 ▪ お客様は展開するライセンスを特定するために、AMP の下でライセンス確認フォームに必要事項を記入します。必要に応じてフォームを再提出します。 ▪ SPLA パートナーは、記入済みの確認フォームを保管し、SPLA に基づく他のすべての製品を報告します。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 自社業務を行ったり、自社の専有情報を作成またはアクセスしたりするためにマイクロソフト製品を使用します。 ▶ これらの契約では、お客様に永続的なライセンスが許諾されます。ただし、サブスクリプション ベースの契約を除きます。 ▶ VL 製品条項に規定するとおり、Web ワークロードをサポートするためにマイクロソフト製品を使用します。 ▶ 外部ユーザーと通信したり自社の情報へのアクセスを提供したりするためにマイクロソフト製品を使用します。
ビジネス事例	<p>事例 I – 会社 A は、Microsoft SQL Server データベース ソフトウェアおよび Windows Server オペレーティング システムを使用して、顧客 (会社 B) の Web サイト コンテンツを保存、表示しています。</p> <p>事例 II – 会社 C は Windows Server 上で SQL Server データベースを使用して実行される LOB アプリを提供しています。会社 B の顧客はこのアプリをソフトウェア サービスとして利用できます。</p>	<p>事例 I – 会社 A (たとえば、ISV) は、従来の商用ライセンス プログラムを通じてライセンスを取得した SQL Server データベース (セルフ ホスト アプリの対象製品) と統合ソリューションとして統合された独自の知的財産を作成し、提供しています。会社 A は自社のエンド ユーザーに対して統合ソリューションをホストし、統合ソリューションに組み込まれたマイクロソフト製品の有効なソフトウェア アシュアランスを保持しています。</p>	<p>事例 I – Enterprise Agreement のお客様である会社 A は、Exchange Server を使用する LOB アプリをサービス プロバイダーのデータセンターに移動します。会社 A は、ライセンス モビリティを利用して、Exchange Server の VL インスタンスをサービス プロバイダーのホスティング環境に展開します。この LOB アプリは、会社 A の専用インスタンスを使用して共有サーバーでホストされます。サービス プロバイダーは、SPLA を通じて Windows Server へのアクセスを提供します。</p>	<p>事例 I – 会社 A は、従業員による使用を目的として、Enterprise Agreement (EA) を通じて Windows Server 製品を購入します。</p>

参考情報 SPLA に関する情報: partner.microsoft.com/ja-JP/licensing/ マイクロソフト商用ライセンスに関する情報: www.microsoft.com/ja-jp/licensing/ お問い合わせ: 担当の SPLA リセラーまたはマイクロソフト アカUNT マネージャーまでお問い合わせください。